

岐阜県公報

号外 (一) 令和二年十月六日

目 次
告 示

指定代理納付者の指定

(ぎふ木遊館)

ページ

岐阜県告示第三百九十六号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百三十二条の二第六項の規定により
指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）
第三十七条の三の規定により告示する。

令和二年十月六日

岐阜県知事 古 田 筆

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目一一番地	ぎふ木遊館の入館料	令和二年十月六日から令和二年三月三十一日まで

令和二年十月六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁
岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集
岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社